

地域総合支援センターの評価の実施について

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題である。

他方、地域包括支援センターについては、業務負担が過大となっているとの指摘があり、具体的に、負担が大きい業務として、総合相談支援業務や指定介護予防支援などが挙げられているが、地域包括支援センターによって異なっている。

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要がある。

こうした観点から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46関係）

（出典：「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成30年7月4日付け老振発0704第1号。厚生労働省老健局振興課長通知）の抜粋）

地域総合支援センターの評価の実施について

1 目的

地域の総合的・包括的な相談対応の拠点となる地域総合支援センター（以下「センター」という。）の業務について、一定の基準に基づいて評価し、より良い運営に向けた取組を推進することを目的としています。

2 評価期間／2018年度の1年間

3 概要／評価指標を設定し、その基準に照らして評価する。

4 評価の流れ

- 各センターが、業務のふり返し等を目的に、年2回、評価指標の評価項目について自己評価等を実施する。
- 市地域総合支援室とセンター本部とが、自己評価結果をもとに、センターとして求められている業務が実施できているかどうかを評価する。
- 地域総合支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）において、自己評価結果等について審議し、評価結果について決定する。
- 運営協議会で決定した評価結果等について、市ホームページを通じて公表する。

地域総合支援センターの評価の実施について

5 各地域総合支援センターにおける評価手順

(1) 実施期間

①2019年1月実施

→上半期（2018年4月～9月）の事業実績

②2019年4月実施

→上半期（2018年4月～9月）

+下半期（2018年10月～2019年3月）の事業実績

※各センターにおいて、運営協議会の日程に合わせて調整する。

(2) 評価者

評価にあたっては、センター長を中心として、職種に関わらず職員全員で検討し、総合判断のうえ記載する。

(3) 評価指標／別紙のとおり

地域総合支援センターの評価の実施について

5 各地域総合支援センターにおける評価手順

(4) 評価方法

①2019年1月実施

ア センターは、評価指標に沿って、結果を記載する。

※評価結果欄に「1～4（4段階）」又は「1～3（2段階）」等と記入する。

※基準に合致している場合は3、それ以上できている場合は最大を4、基準に至っていない場合は最小を1とする。1～2を選んだ場合は、原因分析や今後の対応策を検討する。

イ センターは、評価結果をセンター本部に提出する。

②2019年4月実施

ア センターは、評価指標に沿って、センター本部職員の面接や関係書類等の確認により、結果を記載し、運営改善計画を作成する。

※評価結果欄に「1～4（4段階）」又は「1～3（2段階）」等と記入する。

※基準に合致している場合は3、それ以上できている場合は最大を4、基準に至っていない場合は最小を1とする。

※1～2を選んだ場合は、原因分析や今後の対応策を検討し、必要に応じて次年度の事業計画へ反映する。

イ センターは、評価結果と運営改善計画をセンター本部に提出する。